

SDGs・脱炭素推進企業支援資金 「区認定拡充枠」の新設について

● あっせん要件を満たし、かつ「SDGsおおたゴールドスカイパートナー」に認定された事業者は、区認定拡充枠により「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」を **2,000万円** までご利用いただけます。

資金の概要			
制度名称	SDGs・脱炭素推進企業支援資金(区認定拡充枠)		
融資あっせん対象	1 SDGs・脱炭素推進企業支援資金のあっせん要件を満たしていること 2 SDGsおおたゴールドスカイパートナー 認定事業者であり、認定期間内であること		
資金使途	運転・設備		
融資限度額	2,000万円	融資期間	60か月以内(据置6か月以内を含む)
名目利率	1.8%以下	利子補給率	①通常 1.7%(本人負担率 0.1%以下) ②小口資金 全額(本人負担率 なし)

※「SDGs・脱炭素推進企業支援資金」・「SDGs・脱炭素推進企業支援資金(区認定拡充枠)」の合計で2,000万円が融資限度額です。

○SDGs・脱炭素推進企業支援資金とは？

⇒大田区中小企業融資あっせん制度のうち、SDGs経営の推進、脱炭素等の温暖化対策に積極的に取り組んでいる事業者向けの運転・設備資金メニューです。区が定める融資あっせん対象の基本要件を満たし、かつ以下のア～イのいずれかに該当することが要件となっています。

ア エコアクション21、ISO14001、エコステージのいずれかの認定、登録等を受けている者

イ (公財)東京都中小企業振興公社が行う中小企業SDGs経営推進事業のハンズオン支援に係る証明を受けている者

○SDGsおおたゴールドスカイパートナー認定事業者とは？

⇒令和6年度より開始した「SDGsおおたスカイパートナー認定制度」のインセンティブをより充実させた、「SDGsおおたゴールドスカイパートナー認定制度」により認定された事業者です。

！ 融資あっせん対象、申込必要書類及びSDGsおおたゴールドスカイパートナー認定制度の詳細については、必ず区ホームページもしくは下記問合せ先にてご確認ください。

問合せ先	融資あっせん制度・申込書類等について	大田区 産業経済部 産業振興課 融資係 電話03-3733-6185 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO 2階
	SDGsおおたゴールドスカイパートナー認定制度について	大田区 企画経営部 企画課 電話03-5744-1538 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所本庁舎 5階